



目 次	ページ
規 則	
◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県予算規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立幡多看護専門学校学則の一部を改正する規則	1
◎高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	4
◎高知県立総合看護専門学校学則を廃止する規則	5
告 示	
◎地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行（行政管理課）	5
◎告示（准看護婦養成所の指定）の廃止（医師確保推進課）	6
◎高知県立盲ろう福祉会館に係る使用料の徴収事務の委託（障害保健福祉課）	6
◎高知県身体障害者雇用促進協議会規程の廃止（ " ）	6
◎告示（石鎚国定公園の特別地域の指定）の一部改正（環境共生課）	6
◎告示（剣山国定公園の特別地域の指定）の一部改正（ " ）	6
◎告示（室戸阿南海岸国定公園の指定）の一部改正（ " ）	6
◎告示（横浪自然公園の区域変更）の一部改正（ " ）	6
◎告示（県立自然公園の指定）の一部改正（ " ）	6
◎告示（工石山陣ヶ森県立自然公園の特別地域の指定）の一部改正（ " ）	6
◎告示（宿毛県立自然公園の区域変更）の一部改正（ " ）	6
◎告示（四国カルスト県立自然公園の特別地域の指定）の一部改正（ " ）	6
◎告示（横浪県立自然公園の区域の変更）の一部改正（ " ）	6
◎告示（室戸阿南海岸国定公園の特別地	

域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例）の一部改正（ " ）	6
◎告示（奥物部県立自然公園の区域の変更）の一部改正（ " ）	6
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（防災砂防課）	6
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	7
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程	7
高知県公営企業局訓令	
◎高知県公営企業局処務規程等の一部を改正する訓令	7
高知県議会告示	
◎告示（高知県議会常任委員会所管事項）の一部改正	8
監査公表	
○高知県職員措置請求についての監査の執行結果	8

規 則

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成21年4月1日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第38号

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第39号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、この規則の公布の日とする。

高知県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年4月1日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第39号

高知県予算規則の一部を改正する規則

高知県予算規則（昭和39年高知県規則第35号）の一部を次のように改正する。
第17条ただし書中「、第5号及び第6号」を「及び第4号に掲げる事項」に改め、同条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県立幡多看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年4月1日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第40号

高知県立幡多看護専門学校学則の一部を改正する規則

高知県立幡多看護専門学校学則（平成18年高知県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」を「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則」に、「基礎分野」を「基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域」に改める。
別表を次のように改める。

別表 (第6条関係)
 教育課程

分野	科目	単位			備考
		講義・演習・学内実習	臨地実習	計	
基礎分野	論理的思考と表現	1		1	
	情報と活用	1		1	
	教育学	2		2	
	人間関係の基礎 I	1		1	
	人間関係の基礎 II	1		1	
	家族と社会	1		1	
	生命の尊厳と尊重	1		1	
	心と行動	1		1	
	英語 I	1		1	
	英語 II	1		1	
	健康と生活活動 I	1		1	
	健康と生活活動 II	1		1	
	小計	13		13	
専門基礎分野	身体のしくみとはたらき I	1		1	
	身体のしくみとはたらき II	1		1	
	身体のしくみとはたらき III	1		1	
	身体のしくみとはたらき IV	1		1	

	臨床生化学	1		1	
	感染と免疫	1		1	
	病理と診断過程	1		1	
	疾病と回復過程 I	1		1	
	疾病と回復過程 II	1		1	
	疾病と回復過程 III	1		1	
	疾病と回復過程 IV	1		1	
	臨床薬理学	1		1	
	治療論 I	1		1	
	治療論 II	1		1	
	栄養と食生活	1		1	
	医療と倫理	1		1	
	健康と環境	2		2	
	社会福祉論	2		2	
	看護関係法規	1		1	
	小計	21		21	
専門分野 I	基礎看護学 (目的・対象論)	2		2	
	基礎看護技術論 I	1		1	
	基礎看護技術論 II	1		1	
	基礎看護技術論 III	2		2	
	基礎看護技術論 IV	1		1	
	基礎看護技術論 V	2		2	

		基礎看護技術論学内実習	1		1	
		臨床看護論	1		1	
		臨床看護論学内実習	1		1	
	臨地 実習	基礎看護学実習Ⅰ		1	1	
		基礎看護学実習Ⅱ		2	2	
	小計		12	3	15	
専 門 分 野 Ⅱ	成人 看護 学	成人看護学(目的・対象論)	1		1	
		成人看護方法論Ⅰ	1		1	
		成人看護方法論Ⅱ	1		1	
		成人看護方法論Ⅲ	1		1	
		成人看護方法論Ⅳ	1		1	
		成人看護方法論演習	1		1	
	老年 看護 学	老年看護学(目的・対象論)	1		1	
		老年看護方法論Ⅰ	1		1	
		老年看護方法論Ⅱ	1		1	
		老年看護方法論演習	1		1	
	小児 看護 学	小児看護学(目的・対象論)	1		1	
		小児看護方法論Ⅰ	1		1	
		小児看護方法論Ⅱ	1		1	
		小児看護方法論演習	1		1	
	母性 看護 学	母性看護学(目的・対象論)	1		1	
		母性看護方法論Ⅰ	1		1	

		母性看護方法論Ⅱ	1		1	
		母性看護方法論演習	1		1	
精 神 看 護 学	精神 看護 学	精神看護学(目的・対象論)	1		1	
		精神看護方法論Ⅰ	1		1	
		精神看護方法論Ⅱ	1		1	
		精神看護方法論演習	1		1	
臨地 実習	成人 看護 学 実 習	成人看護学実習Ⅰ		2	2	
		成人看護学実習Ⅱ		2	2	
		成人看護学実習Ⅲ		2	2	
		老年看護学実習Ⅰ		2	2	
		老年看護学実習Ⅱ		2	2	
		小児看護学実習		2	2	
		母性看護学実習		2	2	
		精神看護学実習		2	2	
		小計		22	16	38
統 合 分 野	在宅 看 護 論	在宅看護論(目的・対象論)	1		1	
		在宅看護方法論	2		2	
		在宅看護方法論演習	1		1	
	看 護 の 統 合 と 実 践	看護管理学	1		1	
		看護研究論	1		1	
		災害看護学	1		1	
		看護実践能力の基礎	1		1	

臨地 実習	在宅看護論実習		2	2	
	インターンシップ実習		2	2	
小計		8	4	12	
合計		76	23	99	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年度前に入学（転入学を含む。）をし、同年度以降引き続き在学する者に係る教育課程については、この規則による改正後の高知県立幡多看護専門学校学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。



高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第41号**高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成15年高知県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(業務改善命令)

第4条 法第18条の規定に基づく知事の業務改善命令は、別記第6号様式による命令書によって行うものとする。

別記様式に次の1様式を加える。

第6号様式 (第4条関係)

様

第 年 月 日 号

高知県知事



遊漁船業者に係る業務改善命令書

遊漁船業の適正化に関する法律第18条の規定に基づき、登録番号高知県第 号の遊漁船業者が下記のとおり業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じます。

記

措置の内容

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して異議申立てをすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として (訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事になります。) 提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県立総合看護専門学校学則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第42号

高知県立総合看護専門学校学則を廃止する規則

高知県立総合看護専門学校学則 (平成2年高知県規則第10号) は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県告示第285号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり補助執行させる。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 補助執行させる事務

(1) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第6条の2第6項に規定する地域子育て支援拠点事業の実施に係る次に掲げる事務

ア 事業の開始に係る届出、当該届出事項の変更の届出及び事業の廃止の届出の受理 (社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第69条)

イ 事業を営業者からの報告の徴収 (社会福祉法第70条)

ウ 事業の経営の制限及び停止の命令 (社会福祉法第72条)

(2) 法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業の実施に係る次に掲げる事務

ア 事業の開始に係る届出、当該届出事項の変更の届出並びに事業の廃止及び休止の届出の受理 (法第34条の11)

イ 事業を行う者からの報告の徴収及び関係者に対する質問 (法第34条の13第1項)

ウ 事業を行う者に対する措置命令 (法第34条の13第3項)
エ 事業を行う者に対する事業の制限及び停止の命令 (法第34条の13第4項)

2 補助執行させる相手方

高知県教育長

3 補助執行させる年月日

平成21年4月1日

高知県告示第286号

昭和39年5月高知県告示第153号（准看護婦養成所の指定）は、廃止する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第287号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知県立盲ろう福祉会館に係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

所在地	名称	委託期間
高知市本町四丁目1番37号	財団法人高知県身体障害者連合会	平成21年4月1日から平成23年3月31日まで

高知県告示第288号

高知県身体障害者雇用促進協議会規程（昭和27年6月高知県告示第363号）は、廃止する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第289号

昭和31年1月高知県告示第3号（石鏡国定公園の特別地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「高知県農林部林務第一課及び次の町村役場に備えつけて」を「高知県林業振興・環境部環境共生課並びにいの町役場及び仁淀川町役場に備え置いて」に改める。

本文中

「高知県土佐郡本川村

〃 吾川郡池川町

を削る。

高知県告示第290号

昭和39年5月高知県告示第182号（剣山国定公園の特別区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「高知県水産商工部観光課及び香美郡物部村役場に備えつけて」を「高知県林業振興・環境部環境共生課及び香美市役所に備え置いて」に改める。

高知県告示第291号

昭和39年7月高知県告示第265号（室戸阿南海岸国定公園の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「高知県水産商工部観光課、室戸市及び安芸郡東洋町に備えつけて」を「高知県林業振興・環境部環境共生課並びに室戸市役所及び東洋町役場に備え置いて」に改める。

1中「汀線」を「汀線」に改める。

高知県告示第292号

昭和48年4月高知県告示第171号（横浪自然公園の区域変更）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「高知県厚生労働部環境保全局自然保護課、」を「高知県林業振興・環境部環境共生課並びに」に、「備えつけて」を「備え置いて」に改める。

高知県告示第293号

昭和49年6月高知県告示第311号（県立自然公園の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「高知県厚生労働部環境保全局自然保護課、南国市役所、土佐町役場、土佐山村役場、吾北村役場及び鏡村役場」を「高知県林業振興・環境部環境共生課並びに高知市役所、南国市役所、土佐町役場及びいの町役場」に改める。

高知県告示第294号

昭和49年6月高知県告示第313号（工石山陣ヶ森県立自然公園の特別地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「高知県厚生労働部環境保全局自然保護課、南国市役所、土佐町役場、土佐山村役場及び吾北村役場」を「高知県林業振興・環境部環境共生課並びに高知市役所、南国市役所、土佐町役場及びいの町役場」に改める。

高知県告示第295号

昭和63年5月高知県告示第317号（宿毛県立自然公園の区域変更）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「高知県国民休暇局自然保護課」を「高知県林業振興・環境部環境共生課」に、「備えつけて」を「備え置いて」に改める。

高知県告示第296号

昭和63年8月高知県告示第528号（四国カルスト県立自然公園の特別地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直
「高知県企画部国民休暇局自然保護課、構原町役場、東津野村役場及び仁淀村役場」を「高知県林業振興・環境部環境共生課並びに仁淀川町役場、構原町役場及び津野町役場」に改める。

高知県告示第297号

平成2年7月高知県告示第337号（横浪県立自然公園の区域の変更）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「高知県企画部国民休暇局自然保護課、」を「高知県林業振興・環境部環境共生課並びに」に改める。

高知県告示第298号

平成12年4月高知県告示第272号（室戸阿南海岸国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

第1条第2項中「高知県文化環境部環境保全課」を「高知県林業振興・環境部環境共生課」に改める。

高知県告示第299号

平成13年5月高知県告示第357号（奥物部県立自然公園の区域の変更）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

「高知県文化環境部環境保全課」を「高知県林業振興・環境部環境共生課」に、「香北町役場、物部村役場」を「香美市役所」に改める。

高知県告示第300号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幅多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

土佐清水市爪白

（1） 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	土佐清水市爪白字ブクデン	415-15
2	〃 〃 〃	〃
3	〃 〃 字西尾	537-1

4	〃	〃	〃	〃
5	〃	〃	〃	537-15
6	〃	〃	字榎田	432-1
7	〃	〃	〃	〃

(2) 区域

標柱1から7までを順次に直線で結んだ線及び標柱7と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年3月24日から2月間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年3月24日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年3月24日	特定非営利活動法人高知陸上競技協会	濱川 総一郎	高知市旭町二丁目22番57サーパス第2旭町1002号	この法人は、高知県民全てのスポーツ文化発展のために、高知県における陸上競技を総括し、かつ、これを代表する団体として、陸上競技の普及、振興と競技力向上を図り、もって高知県のスポーツ文化の進展、青少年の育成をはじめ県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

とする。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年4月1日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第9号

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局組織規程(昭和43年高知県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 県立病院課の内部組織として、高知県立安芸病院(以下「安芸病院」という。)内に安芸地域県立病院開設準備事務所(以下「開設準備事務所」という。)を置く。

第5条第1項中「高知県立安芸病院(以下「安芸病院」という。)」を「安芸病院」に改める。

第6条に次の1項を加える。

4 開設準備事務所の分掌事務は、安芸病院と芸陽病院との統合による新たな病院の建設に向けた総合調整に関することとする。

第14条の表次長の項中

事業所	所長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
-----	---------------------

を

事業所開設準備事務所	所長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
------------	---------------------

に改め、同表所長の項中「事業所」を「事業所又は開設準備事務所」に改める。

第16条第1項の表中

課	課長 企画監 専門企画員 課長補佐 チーフ
---	--------------------------

を

課	課長 企画監 専門企画員 課長補佐 チーフ
---	--------------------------

開設準備事務所	所長 参事 次長 企画監 チーフ
---------	------------------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(高知県公営企業局公印規程等の一部改正)

2 次に掲げる規程の規定中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

(1) 高知県公営企業局公印規程(昭和48年高知県企業局管理規程第11号)第3条第1項

(2) 高知県公営企業局職員安全衛生管理規程(平成4年高知県企業局管理規程第3号)第2条第6号及び第14条第1項

(3) 高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程(平成19年高知県公営企業局管理規程第24号)第2条第5号

公 営 企 業 局 訓 令

高知県公営企業局訓令第1号

本 局
各事業所
各 病 院

高知県公営企業局処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年4月1日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局処務規程等の一部を改正する訓令

次に掲げる訓令の規定中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

(1) 高知県公営企業局処務規程(平成8年8月高知県企業局訓令第1号)第2条第2号

(2) 高知県公営企業局建設工事監督規程(平成18年4月高知県企業局訓令第1号)第2条第1項

(3) 高知県公営企業局建設工事検査規程(平成18年4月高知県企業局訓令第2号)第3条第2項第2号

(4) 高知県公営企業局土木設計等委託業務監督規程(平成18年4月高知県企業局訓令第3号)第2条第1項

(5) 高知県公営企業局土木設計等委託業務検査規程(平成18年4月高知県企業局訓令第4号)第3条第2項第2号

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

議 会 告 示

高知県議会告示第2号

昭和38年7月高知県議会告示第2号(高知県議会常任委員会所管事項)(以下「所管事項告示」という。)の一部を次のように改正する。ただし、この告示の施行の際現にこの告示による改正前の所管事項告示の規定による所管事項に基づき常任委員会で審査され、又は調査されている事件は、この告示による改正後の所管事項告示の規定による所管事項に基づき当該事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。

平成21年4月1日

高知県議会議長 元木 益樹

第1 総務委員会の所管事項の項中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 選挙管理委員会に関する事項

第2 文化厚生委員会の所管事項の項の(1)中「健康福祉部」を「危機管理部」に改め、同項の(2)中「文化環境部」を「健康政策部」に改め、同項中(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 地域福祉部に関する事項

(4) 文化生活部に関する事項

第3 産業経済委員会の所管事項の項中(2)を削り、(3)を(2)とし、同項の(4)中「森林部」を「林業振興・環境部」に改め、同項中(4)を(3)とし、同項の(5)中「海洋部」を「水産振興部」に改め、同項中(5)を(4)とし、(6)を削り、(7)を(5)とし、(8)を(6)とし、(9)を(7)とする。

第4 企画建設委員会の所管事項の項の(1)中「政策企画部」を「産業振興推進部」に改め、同項中(3)を削り、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 観光振興部に関する事項

監 査 公 表

監査公表第7号

平成21年4月1日

高知県監査委員 樋口 秀洋

同 黒岩 直良

同 坂本 千代

同 奴田原 訂

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、平成21年1月26日 高知市 森武彦ほか1名から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、同年3月24日に監査結果を通知したので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

(原文登載)

高知県職員措置請求監査報告書

第1 請求の受理

1 請求人

高知市 森 武彦

高知市 田所 辨時

2 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

(1) 措置内容

高知県知事(以下「知事」という。)は、財団法人高知県文化財団(以下「文化財団」という。)が高知県立埋蔵文化財センター(以下「文化財センター」という。)に係る解雇予告手当金292万9,643円を支払うため、高知県(以下「県」という。)から支出された委託費を違法・不当に流用したことを知りながら、返還請求をすることを怠っている。

よって、知事に対して、文化財団に292万9,643円の返還請求をするよう勧告を求めている。

(2) 請求の理由(原文登載)

県から文化財団へ支出された委託費の一部を目的外に流用して、文化財センターが平成20年4月21日に292万9,643円を解雇予告手当金として支出した。県から文化財団へ支出された委託費には解雇予告手当金は含まれておらず、県と文化財団との委託契約に違反している。

よって、この金額の支出は委託費の目的外に当たる違法、不当な不用の支出に当たり、文化財団は、県に損害を与えており、県は文化財団に返還をさせなければならない。

(3) 事実を証する書面

ア 平成20年4月2日、3日及び7日起案の文化財課ほかの回議書

イ 平成20年4月14日付け埋蔵文化財発掘調査委託契約解除契約書(案)

ウ 平成20年4月15日付け不認定通知書及び是正勧告書

エ 平成20年4月17日起案の支出伺(解雇予告手当金)

オ 平成20年5月15日起案の文化財課の回議書

カ 平成20年5月23日付け契約解除通知及び解除契約書

キ 文化財センターの管理運営費の支出内訳

ク 平成20年1月21日起案の文化財センター管理運営に関する年度協定書の一部変更協定について(伺)ほか

3 請求の要件審査

本件請求は、平成21年1月26日に受付し、要件審査の結果、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、

同日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

(1) 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成21年2月10日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

(2) 執行機関である文化環境部文化・国際課(以下「文化・国際課」という。)に対して、同日に陳述の機会を与えた。

2 監査対象事項

請求の趣旨及び陳述内容から、次の事項を監査対象とした。

(1) 文化財団が解雇予告手当金の支払に充てるため、県から支出された委託料を不正に流用し、県に損害を与えているか否か。

(2) 損害を与えているならば、県が損害賠償請求権の行使を怠っていることが違法・不当であるか否か。

3 監査対象機関

文化財団と協定等を締結している次の機関を監査対象機関とした。

(1) 文化財センター以外の指定管理代行業務(以下「管理代行業務」という。)の協定等を締結している文化・国際課

(2) 文化財センターの管理代行業務の協定の締結及び埋蔵文化財発掘調査委託契約(以下「発掘調査委託契約」という。)を締結している教育委員会文化財課(以下「文化財課」という。)

第3 監査の結果

請求人の主張は認められないので、本件請求を棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 文化財団の解雇予告手当金の支出について

ア 経緯

(ア) 今回、文化財団が解雇予告手当金を支払う原因となった事業は、国土交通省が実施する高知南国道路、南国安芸道路及び高知西バイパス建設等の工事に先立つ記録保存のための埋蔵文化財発掘調査が主なものである。

この発掘調査は継続事業であり、国の事業を県が受託して毎年実施している。平成20年度は、同年4月1日付けで県と文化財団が発掘調査委託契約を締結している。

(イ) 文化財センターは、上記事業に係る雇用予定の整理作業員等に対し、平成20年4月1日付けの雇入通知書により雇用通知している。

(ウ) しかし、国の道路特定財源の暫定税率が失効したことにより、同年4月1日に国と県との間で発掘調査委託契約を締結できないことが判明した。

(エ) 労働基準法（昭和22年法律第49号）では、本来なら30日前に雇用者に対し解雇の予告をすべきであった。

しかし、作業員等の雇用保険による収入確保を早急に図る必要があったため、平成20年4月2日付けで解雇している。

(オ) その後も発掘調査事業の実施の見通しが立たないため、労働基準法に基づき解雇予告手当金を平成20年4月21日に支払っている。

イ 本件支出の会計処理について

文化財団の会計は、一般会計、指定管理者会計、埋蔵文化財発掘調査会計（以下「発掘調査会計」という。）及び事業会計の4会計で経理されている。

解雇予告手当金に関する一連の会計書類を確認したところ、次のとおりであった。

(ア) 解雇予告手当金の支払に充てるため、平成20年4月17日に一般会計の事業安定特定資産から313万2,000円を取り崩して、発掘調査会計へ繰り出した。

(イ) 平成20年4月21日に発掘調査会計の退職金支出から解雇予告手当金を支出した。

(ウ) 主な会計処理は次のとおりである。

年月日	内容
平成20年4月16日	発掘調査会計に退職金支払のために退職金支出の科目を設定した。
平成20年4月17日	一般会計の事業安定特定資産の一部313万2,000円を取り崩し、一般会計の事業安定特定資産取崩収入とした。
	一般会計から同額を繰り出し、発掘調査会計へ繰り入れた。
平成20年4月21日	解雇予告手当金等を整理作業員等に支払った。 退職金支出 2,929,643円 賃金支出 201,195円

ウ 事業安定特定資産について

(ア) 事業安定特定資産は、安定した経営を行うために基本財産の運用益や他会計の剰余金を原資として、平成2年度から積み立てられているものであると文化財団は説明している。

平成19年度の文化財団の決算書では、年度末の残高は1億289万377円となっている。

文化財団の資料によれば、積立て原資は、次のとおりである。

(単位：円)

内容	金額
平成18年度までの基本財産等の運用益	25,400,208
平成18年度までの自主財源の決算剰余金	2,569,703
平成8年度の県民文化ホール事業安定金の引継	4,662,028
事業会計からの繰入金	1,309,000
事業会計で実施した自主事業への対応	△1,000,000
平成18年度の埋蔵文化財発掘調査（管理諸経費収支差益）	2,508,769
平成18年度の指定管理事業会計剰余金(注)	67,440,669
合計	102,890,377

(注) 平成18年度指定管理者会計から一般会計への繰入金2,500万円と、平成18年度指定管理者会計の当期収支差額4,244万669円の合計

(イ) 当該資産の積立て原資である基本財産の運用益は、文化財団が所有している国債及び預金の受取利息である。

また、他会計の剰余金は、県から文化財団に支出された指定管理代行料（以下「管理代行料」という。）の剰余金等である。

なお、文化財センター及び高知県立県民文化ホール（以下「文化ホール」という。）を除く管理代行料の剰余金については、原則として、精算による返還を要するものではないことが、県と文化財団との年度協定書及び仕様書に定められている。

(2) 文化財センターに係る県の支出について

ア 文化財センターに係る管理代行料及び埋蔵文化財発掘調査委託料（以下「発掘調査委託料」という。）は、県から文化財団に対し支出されている。文化財団の決算書によると、管理代行料は指定管理者会計で管理されている。その内容は、文化財センターの施設の運営管理に要する費用である。

また、発掘調査委託料は、平成18年度までは文化財団の一般会計の中で管理していたが、平成19年度からは発掘調査会計を新設し管理している。発掘調査委託料の内容は、国等からの受託事業である発掘調査事業に要する費用である。

なお、管理代行料及び発掘調査委託料の平成18年度から平成20年度までの内訳は次のとおりである。

(単位：円)

契約内容	平成18年度 (実績額)	平成19年度 (実績額)	平成20年度 (契約額)
管理代行料	68,600,405	60,397,193	63,081,000
発掘調査委託料	539,266,900	557,550,455	557,961,145
計	607,867,305	617,947,648	621,042,145

イ 解雇予告手当金との関連について

(ア) 文化財センターの管理代行料は、基本協定書第16条第2項により、年度ごとに精算することになっている。一方、発掘調査委託料も、契約書により、「委託業務に要した経費の実支出額と契約書に定める委託料の額のいずれか少ない額とする。」と規定され、年度ごとに精算するようになっている。

しかし、文化財団の決算書によれば、埋蔵文化財発掘調査事業の収支差額が平成18年度末に250万8,769円発生している。また、平成19年度末には150万4,486円発生しているが、現時点では他会計に繰り出されることなく発掘調査会計の次期繰

越収支差額となっている。

(イ) この収支差額について、文化財団は次のように説明している。

a この収支差額は、一般会計の発掘調査事業に係る受託収入から発掘調査事業に要した費用を差し引いたものである。

b 収支差額は、発掘調査事業の実績報告の管理諸経費に含めて報告している。

c 管理諸経費は、発掘調査事業分として負担すべき共通経費などに充てられるものである。

d 管理諸経費として直接経費の5パーセント以内の額が認められているもので、県教育委員会埋蔵文化財ハンドブックにも掲載されている。

(ウ) また、文化財課は、収支差額について次のとおり説明している。

a 管理諸経費は、直接経費に対し一定比率で計上され、直接経費以外の事務的経費として執行されている。

b 管理諸経費は、文化財団の発掘調査会計の処理上、当該年度の必要経費の支払いに充てるとともに、退職引当金等と同様に他会計に支出するものも含むと解釈している。

c これらの経費も管理諸経費として精算完了し、国も認めているところであるので、契約書における委託業務に要した経費の実支出額には、上記経費も含んでいるものと解しており、収支差額を県に返還する必要はないと認識している。

(3) 文化財団に対するその他の県の支出について

ア 文化財団は文化財センターのほか、次の5施設の管理代行業務を行っている。

(ア) 高知県立美術館（以下「美術館」という。）

(イ) 高知県立歴史民族資料館（以下「歴史館」という。）

(ウ) 高知県立坂本龍馬記念館（以下「龍馬記念館」という。）

(エ) 高知県立文学館（以下「文学館」という。）

(オ) 文化ホール

管理代行業務の協定書及び仕様書によると、管理代行に伴う利用料金を文化財団の収入として収受できるとしている。

また、管理代行業料について、管理に必要な費用に過不足が生じた場合、文化ホール以外の管理代行業料については県に対し返還する必要もなく、県からの補填も行わないことを規定している。

なお、平成18年度から平成20年度までの管理代行業料及び委託料の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

契約内容		平成18年度 (実績額)	平成19年度 (実績額)	平成20年度 (契約額)
管理 代 行 料	美術館	321,250,123	314,134,206	325,790,000
	歴史館	165,335,941	159,371,989	158,579,000
	龍馬記念館	54,288,311	53,708,997	52,710,000
	文学館	128,219,891	126,469,314	127,046,000
	文化ホール	98,149,482	117,243,057	113,317,000
芸術祭開催委託(注)		6,025,000	6,020,000	6,015,000
計		773,268,748	776,947,563	783,457,000

(注) アウトソーシング推進関連芸術祭開催事務委託契約（以下「芸術祭開催事務委託」という。）

イ 解雇予告手当金との関連について

文化財団が管理を行っている美術館、歴史館、龍馬記念館、文学館及び文化ホールが、管理代行業務で得た利用料金は、(3)のイのように文化財団の収入となることが協定書及び仕様書で規定されている。

この管理代行業務により発生した剰余金は、事業安定特定資産に積み立てており、この一部を取り崩して解雇予告手当金が支払われたことは、1-(1)のイのとおりである。

また、芸術祭開催事務委託は、契約した業務の内容に変更がない限り契約額に変更が生じることはなく、業務完了後、県に対し「業務完了報告書」を提出し検査を受けることにより契約完了になる。

したがって、この委託契約においては剰余金は発生していない。

2 監査委員の判断

請求人は、文化財団が解雇予告手当金の支払に充てるため、県から支出された委託費を不正に流用していると主張

しているため、このことについて判断する。

(1) 解雇予告手当金の財源について

1-(1)のイのとおり、文化財団は解雇予告手当金の支払に充てるため、一般会計の事業安定特定資産を取り崩して、発掘調査会計に繰り入れている。

ところで、この事業安定特定資産は、同ウのとおり基本財産の運用益や管理代行業料等の剰余金とその原資であるが、剰余金は協定書及び仕様書によって県に返還する義務を負わないものである。

したがって、事業安定特定資産を取り崩して解雇予告手当金を支払ったことは、県の委託料を流用したことには当たらない。

(2) 県の委託料との関係について

県から文化財団に支出している文化財センターに関する委託料は、管理代行業料及び発掘調査委託料であり、それぞれ指定管理者会計、発掘調査会計（平成18年度までは一般会計）で経理されている。

この管理代行業料及び発掘調査委託料は、いずれも年度ごとに精算することになっている。したがって本来ならば剰余金は発生しないはずである。ところが、1-(2)-イの(ア)のとおり発掘調査事業について、平成18年度に250万8,769円、平成19年度決算においても150万4,486円の収支差額が発生している。収支差額が発生した理由は、発掘調査委託契約の精算額と発掘調査事業会計の支出額に差が生じているためである。

委託契約書において、委託料の確定額は「委託料と実支出額を比較していずれか少ない額」と規定されていることからすれば、差額が発生することは疑問のあるところである。

しかし、発掘調査委託事業の実支出額の中に、発掘調査会計において支出されていない退職給与引当金などの経費が含まれるとしており、収支差額については、1-(2)-イの(ウ)のとおり文化財課は返還を要しないと説明している。

このことからすれば、「実支出額」とした契約書の規定から収支差額が発生すること、また、その額を県に返還しなかったことについて文化財団に非はないと考えられる。

したがって、収支差額が発生していることをもって、文化財団が発掘調査委託料を不正に流用しているとは言えず、県に損害を与えているとは認められない。

また、美術館、歴史館、龍馬記念館及び文学館の管理代行業料に係る剰余金は、1-(3)のイにあるように事業安定特定資産に積み立てられているが、2の(1)

で述べたようにこれは県に返還する必要のない文化財団の自主財源である。

したがって、県から支出された委託料を不正に流用して解雇予告手当金を支出した事実は認められない。

以上のことから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

第4 意見

発掘調査事業契約書において、委託料の精算額は、「委託業務に要した経費の実支出額と契約書に定める委託料の額のいずれか少ない額とする。」と規定されている。

しかしながら、契約書における実支出額には、実際には支出されていないものが含まれている。

文化財課は、発掘調査会計で直接支出されていない経費を実支出額に含めることは国も認めているとしているが、そうであるとしても、「実支出額」という契約書の規定と整合性を欠いていると言わざるを得ない。

よって、契約書の内容を見直すなど契約事務の適正な執行に努められたい。